

第57回埼玉県大規模小売店舗立地審議会議事録

- 1 日時 平成21年11月25日(水) 10:00~12:00
- 2 場所 埼玉県県民健康センター 大会議室C
- 3 出席者 委員6名(敬称略)
佐世 芳、坂本 邦宏、松本 光弘、大久保 秀子
木村 和則、渡辺 洋子(左記2名は意見の開陳による出席)
事務局 福島産業労働部副部長
斎藤商業支援課副課長
大型店立地担当職員4名
- 4 審議内容
県意見についての審議
ア 新設
●新設(5条1項) ピオニウオーク東松山
●新設(5条1項) ヤオコー所沢美原店
イ 変更
●変更(6条2項) ザ・プライス東松山店
●変更(6条2項) フードガーデン戸塚安行駅店
●変更(6条2項) PC DEPOT狭山本店
●変更(6条2項) ロイヤル金物北本
●変更(6条2項) ヤオコー新座野火止店B棟
●変更(6条2項) マツモトビル
●変更(6条2項) トステムビバ白岡店
- 5 傍聴人 なし
- 6 その他 事前打ち合わせを行い、内容等について確認した。
(1) 交通について 11月24日(火)、坂本 邦宏 委員
(2) 騒音について 11月10日(火)、木村 和則 委員

会議要旨(概要)

- 1 開会

2 議事

県意見についての審議

ア 新設

- 新設（5条1項） ピオニウォーク東松山
(事務局説明)

【委員】 交通について、店舗北西の交差点に右折矢印の信号をつけるという対応により、それなりにスムーズに流れるということを事前に確認している。また、この信号設置に時間を要するというので、急きょ別の対応を検討することになり、退店経路を一部変更することによってもスムーズに流れるということを確認している。

1点心配なのは、右折矢印の信号がつかない場合の対応について動的交通シミュレーション上の設定を少し偏ったものになっていることから、県警とよく協議し対応してもらいたい。

設置者は交通対策について、段階的オープンやオープン当初における公告の配布範囲の縮小等、十分に配慮しており、実際の対応は大丈夫であろう。

【委員】 商工会から意見が提出されているが、内容はこれで全部か。

【事務局】 これで全部である。

【議長】 計画地は国道407号バイパスに面しているが、バイパスは普段から交通量があるのか。

【事務局】 トラックなどが比較的多く通行しているようである。

【委員】 間もなく4車線化される道路であるため、将来の交通容量は十分にある。今後さらに利用される道路であると考えている。

【議長】 他に意見がないようなので、事務局案のとおり、意見は付さないが、交通対策について付帯意見を付すこととしたい。

(全員了承)

●新設（5条1項） ヤオコー所沢美原店
（事務局説明）

【委員】 建物配置図で出口 E-2 と入口 E-3 はどのように車を誘導するのか。

【事務局】 店舗正面の駐車場が満車の場合、出口 E-2 から入口 E-3 へ、来客車両を隔地駐車場へ誘導する。また、出口 E-2 を左折して県道へ退店車両を誘導する。

【委員】 隔地駐車場の利用者が店舗まで歩いて行くルートはどうなっているのか。

【事務局】 東側にある横断歩道を渡るのが安全だが、店舗入口への最短ルートとして道路を乱横断するケースも考えられる。ただし、横断する道路は一方通行で交通量は非常に少ない。

【委員】 市道を南から来店する車両が、E-1 入口付近での混雑を見て、次の交差点を左折して一方通行の市道へ入ってきてしまう可能性がある。その場合は乱横断する歩行者と動線が交錯するので危険ではないか。横断歩道を設置するよう事業者に指導できないのか。

【委員】 問題の地点は交差点からあまり離れておらず、警察が横断歩道を設置する可能性は低いのではないか。一方通行の道路に来店車両が進入しないよう、誘導看板を設置して、E-5 出入口へ誘導する必要がある。

【事務局】 ご指摘の件について設置者へ伝えて可能な対応を検討させる。

【議長】 他に意見がないようなので、事務局案のとおり、意見は付さないこととしたい。

（全員了承）

イ 変更

- 変更（6条2項） ザ・プライス東松山店
 - 変更（6条2項） フードガーデン戸塚安行駅店
 - 変更（6条2項） PC DEPOT狭山本店
 - 変更（6条2項） ロイヤル金物北本
 - 変更（6条2項） ヤオコー新座野火止店B棟
 - 変更（6条2項） マツモトビル（ダイエー三芳店）
 - 変更（6条2項） トステムビバ白岡店
- （事務局説明）

【委員】 マツモトビル（ダイエー三芳店）について、駐車場の拡幅による収容台数の変更はないのか。

【事務局】 拡幅により駐車場の収容台数は増加したが、増加分を従業員駐車場とするもので、立地法上の届出台数に変更はない。

【議長】 意見がないようなので、事務局案のとおり、意見を付さないこととしたい。

（全員了承）

3 閉会

以上、埼玉県大規模小売店舗立地法審議会規則第8条第2項の規定に基づき、審議の内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

平成21年11月25日

議 長 (佐世委員)

議事録署名委員 (松本委員)

議事録署名委員 (大久保委員)